### 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト(令和7年1月実施)の 利用に係る手続について

大学が共通テストを利用する場合、「大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、 期限までに必ず大学入試センターへの通知が必要。



〇 過去、大学の手続き漏れや不備などにより共通テストを利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、共通テストが利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。<br/>
少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

#### 【過去にあった手続き漏れの事例】

- 〇手続きの失念や不認知。(担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等)
- ○通知等の提出期限の誤認。
- ○短期大学は手続きが不要と誤認していた。

# 令和7年度大学入学共通テスト(令和7年1月実施)から新たに利用する場合の 通知の期限及び備えるべき要件等①

必ず大学入学共通テスト実施大綱を見ながら確認するようにしてください。

1 令和6年4月までに開設している大学又は学部 以下に該当するものは通知が必要。

※学部・・・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。

- (1) 令和7年度大学入学共通テストから利用する大学
- (2) 令和6年度大学入学共通テスト(令和6年1月実施)を利用する大学であって、令和6年4月までに開設 している学部
- ※当該学部に属する一部の学科(短期大学においては専攻課程。以下同じ。)で、 新たに利用する場合を含む。
- ※新たに利用する学部が、令和6年4月に名称変更を行う場合は、変更後の名称で通知すること。
- 2 令和7年4月に開設する大学又は学部

以下の(1)、(2)のいずれかに該当する場合に限り、通知の上で令和7年度大学入学共通テストの利用が可能。 ただし、【要件】の(ア)~(エ)の全てを満たすこと。(※次項で詳細を説明。)

- (1) 令和6年度大学入学共通テストを利用する大学を廃止し、その職員組織等を基に令和7年 4月に開設する大学
- (2) 令和6年度大学入学共通テストを利用する大学であって、令和7年4月に開設する学部(「設 置認可」され、又は「設置届出」を行っている場合に限る。)
- ※当該学部に属する一部の学科で、新たに利用する場合を含む。
- ※既設の大学又は学部等を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置する場合を含む。

#### 【通知の期限】

令和7年度大学入学共通テストの 出願期間初日の前日まで

※設置認可に係る審査が「判定保留」 として審査継続となり、通知の期限ま でに認可されない場合は、「設置認 可」され次第速やかに通知すること。

【通知の期限】

令和6年2月末日まで

- (注1) この表における認可及び届出は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条に定める認可及び届出をいう。大学設置等の認可申請又は届出のいずれの手続き の種類に該当するかを確認の上、利用の通知を行うこと。
- (注2) 令和6年度大学入学共通テストを利用した後に、大学や学部の名称変更を行った場合で、引き続き令和7年度大学入学共通テストを利用する場合は、名称の変更が 決定した後速やかに変更内容について、任意の様式により通知すること。
- (注3) 令和6年度大学入学共通テストを利用する学部については、その属する学科又は新設する学科が新たに利用する場合には、通知を要しない。
- (注4) 2において、設置認可に係る審査が「判定保留」として審査継続となり、通知の期限までに認可されない場合は、その旨あらかじめ大学入試センターに対し連絡すること。

## 令和7年度大学入学共通テスト(令和7年1月実施)から新たに利用する場合の 通知の期限及び備えるべき要件等②

令和7年4月に新設する大学又は学部(短期大学においては学科)が、 令和7年度共通テスト(令和7年1月実施)から利用する場合の要件

(※下記の要件(ア)~(エ)を全て満たすことが必要。)

- (ア): <u>令和6年7月31日</u>までに「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」の PR活動について の記載事項に沿って PRを行っていること。
- (イ):第5に基づき設置する**連絡会議に対し**、(1)、(2)のいずれかの事由による大学入学共通 テストの利用を予定している旨を通知していること。この場合の通知については、令和7年4月に 開設する大学又は学部が置かれる地域の連絡会議の世話大学に対して行うものとする。
- (ウ):令和7年4月に開設する学部の設置の手続きが「設置届出」の場合は、令和7年度大学入学 共通テストの出願期間初日の前々日までに、「設置届出」を行った日から 60 日が経過していること。ただし、大学設置・学校法人審議会に「設置届出」に係る「事前相談」を行っている場合は、この限りではない。(設置認可申請の場合は、本要件は該当しない)
- (エ):2の通知より前に、大学入試センター理事長に対し、上記(ア)~(ウ)を満たしていることを任 意の様式により通知していること。